

複雑化、多様化する決済制度の透明化について

内閣府消費者委員会事務局

はじめに

消費者委員会では、消費者基本計画の検証・評価・監視を調査審議の重要な柱の一つと位置付けている。複雑化、多様化する決済制度を踏まえ、令和5年11月14日開催の第416回消費者委員会本会議では、関係省庁、有識者等を招き「決済制度の透明化」を議題とした（※1）。

以下では、本会議での議論から現状と課題及び課題解決に向けた今後の対応策を中心に紹介する。

議論の背景

社会のデジタル化の進展に伴い支払いのキャッシュレス化が進み、支払い手段が多様化する一方、その仕組みは複雑化している。また、支払い手段に応じて適用法令が異なり、法のすき間に落ちていているものもある。

現状と課題

（1）キャッシュレス決済サービスに関する消費生活相談・被害の増加

後払い決済（BNPL）（※2）、キャリア決済、コード決済、プリペイド式電子マネーいずれも相談件数は増加傾向にある。このうち、後払い決済の相談件数が最も多く、割賦販売法の規制が及ばないことから、決済サービス提供事業者による加盟店の審査・管理が不十分なケースがあると

みられる。また、クレジットカードの不正利用の被害額は2022年に過去最悪の約437億円となっている。

（2）2月内払いクレジットカード決済（マンスリークリア、購入日から2カ月以内に一括で支払う方式）に関する割賦販売法の課題

イシューア（クレジットカード発行会社）には、2月超払い決済で受け付けた苦情を伝達し、適切に処理をする割賦販売法上の義務がある。しかし、取引が圧倒的に多い2月内払い決済において、イシューアにその法的な義務はなく自主規制にとどまる。各地の消費生活センターや事業者側における相談処理の実情はどのようになっているか明らかにする必要がある。また、悪質な決済代行業者が悪質なカード加盟店と提携している実態があるが、割賦販売法の決済代行業者等に対する規制の実効性が不十分である。

（3）縦割りかつ断片的な法規制と規制のすき間

前払い、即時払い、後払いとそれぞれの決済手法の違いにより、適用法が資金決済法、銀行法、割賦販売法と異なり、消費者保護をはじめとする規制の内容も異なっている。また、BNPL、キャリア決済、収納代行、代引き、ポイント利用について対応する法律がない。この結果、支払い手段の違いで消費者保護のレベルに合理性のない違いがあり、問題である。

（4）過剰と信の懸念

キャッシュレス決済サービスはあまりに便利でスムーズである。支払いを意識しない決済はお金の使い過ぎを助長させるおそれがあり、消費者保護の観点でリスクにもつながる。「適度に便利」であることが非常に重要である。

重要な課題への対応策

本会議の締めくくりで委員会では以下8点を重要な課題への対応策として示した。

- ・規制の対象外となっている決済サービスに対する法整備
- ・クレジットカード決済代行業者に対する規制強化
- ・2月内払いクレジットカード決済に関するトラブルの実態調査
- ・クレジットカード決済システムにおけるセキュリティ対策の強化
- ・高い利便性に伴う過剰と信の実態把握と防止
- ・消費者被害を防止する技術の促進と周知
- ・消費者被害の未然防止に十分な力点を置いた金融経済教育の推進
- ・横断的で整合的な決済法制の構築

おわりに

消費者委員会は、本会議での議論を踏まえ、次期消費者基本計画に盛り込むべき中長期的な課題等について引き続き調査審議していく。

※1 第416回消費者委員会本会議の資料と議事録は、消費者委員会ウェブページ（<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2023/416/shiryou/index.html>）をご参照いただきたい。

※2 個々の商品・サービスの購入時に与信を受け、カード等を利用することなく、2カ月以内での後払いができるサービスで、BNPL=Buy Now, Pay Laterが含まれる。